

令和元年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会
議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和元年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

○議案第1号 かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例 平成31年3月25日 条例第14号	かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例 平成31年3月25日 条例第14号
	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い（第4条—第12条） 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第13条—第43条） 第3節 審査請求等（第44条—第47条） 第4節 他の制度との調整等（第48条・第49条） 第3章 雜則（第50条・第51条） 第4章 罰則（第52条—第55条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い（第4条—第12条） 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第13条—第43条） 第3節 審査請求等（第44条—第47条） 第4節 他の制度との調整等（第48条・第49条） 第3章 雜則（第50条・第51条） 第4章 罰則（第52条—第55条）</p>

附則

第4章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含

む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

新旧対照表

○議案第2号 かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新	日
かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例	かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例
平成31年3月25日 条例第27号	平成31年3月25日 条例第27号
第30条 略	第30条 略

(罰則)

第31条 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下の罰金に処する。

新旧対照表

○議案第3号 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成31年3月25日 条例第29号 (退職手当)	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成31年3月25日 条例第29号 (退職手当)
第19条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略	第19条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略
2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) 略	2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) をした者 (3) 略

